

令和5年2月16日(木)介護予防・日常生活支援総合事業に関する
オンライン説明会における質疑への回答内容

説明会後のアンケートの質問・意見をまとめたものです。

No.	Q	A
1	サービスAについては、今後どのように取り組まれるのか。	訪問型サービスA(以下、訪問型A)の事業内容や介護報酬、従事者の養成研修等はいただいたご意見も踏まえ、現在検討を進めている段階です。詳細がまとめれば、改めて説明会等を開催したいと考えています。欄外下部に記載のとおり、御意見はいつでも受け付けております。
2	訪問型サービスAのサービス実施主体はどこを想定しているのか？介護報酬はいくらになるのか？現在の訪問介護事業所では人材や報酬の面で受けてもらえる事業所が少ないと思う。またケアマネジャーが探すのに苦労するだけ。介護保険費用を抑制することに主眼を置かずもっと報酬を削らずに質の高いサービスにすべきだと思う。	
3	既存の事業所が安価な報酬の受け皿とならないよう、従来の家事援助が軽んじられないよう気をつけて頂きたいと思います。	
5	研修などをして担い手を育成しようとしても市内に十分に配置できるほどの人が集まると思えない。結局は介護福祉士などが安価な単価で業務をすることになるのではと思っています。	
6	事業所の報酬が減る事は明白なので、丁寧な説明が必要と思います。事業所職員の雇用のハードルは下がるので、幅広い層(高齢者も含め)に働きかけられるメリットを感じてもらおうと話していかないといいなと思っています。(事業拡大、継続や事業の安定などを)	
7	訪問型サービスAとBの違いについて、サービス提供する側の要件と、対象となる利用者についてどのように考えているのか明解にしてほしい。	国が示しているのは訪問型A、Bとも対象者は要支援1、2、事業対象者です。サービス提供者については相違があり、訪問型Aは訪問介護事業所等緩和した基準による指定事業所、訪問型BはNPO法人等住民主体によるものとなっていますが、いずれも地域の実情に応じて柔軟性を持たせた構築が可能となっています。現時点では訪問型Aの構築を優先事項として検討を進めているところです。
8	訪問型サービスAについて、普段の関わりから季節の変わり目などに、とられ妄想など出現することもあるので、民間の事業所が介入する際は、事前の研修が必要と思います。	訪問型Aは市が実施する研修(概ね2日間、12時間程度)を受講する等一定の要件を満たした方が生活援助を行うものです。本市でも従事者を養成するための研修やそのフォローアップについて検討を進めていますが、利用者の心身の状態に基づいて訪問型Aの利用に該当する要件等を明確にする必要があると考えております。
9	ヘルパーさんからのちょっとした気づきや、普段と違うなど感じ取ってくださる感覚などを訪問型サービスAに移行する事でどこまで求めてよいのでしょうか。	
10	サービスを担ってくれる人の育成が必要だと思います。	

令和5年2月16日(木)介護予防・日常生活支援総合事業に関する
オンライン説明会における質疑への回答内容

11	認知症サポーターなどの高齢者への活動に前向きな、人達がやりがいもって行えるように、事業グループの開設フローなど、あればいいなと思いました	当室では、助け合い隊等のアクティブシニアの活動を推進するための取組(高齢者生活支援体制整備事業)も進めており、訪問型Aの従事者としてシニア層の活躍も想定しています。
----	--	--